

申 請

平成31年3月20日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成31年3月14日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる項目について、出荷制限を解除すること  
福島県(南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))を除く)において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛を除く)及びと畜場への出荷制限を解除すること。
- 解除を申請する理由  
別紙のとおり

## 1 解除を申請する理由

平成23年7月19日付けで原子力災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）から、福島県内において飼養されている牛の県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く）及びと畜場への出荷を差し控えるよう指示（参考1）がなされた。また、対策本部長から「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部策定。以下「ガイドライン」という。）（参考2）に基づき、牛の適切な飼養管理の徹底や安全管理体制を前提に、平成23年8月25日付けで出荷制限の一部解除が指示（参考3）された。

その後も、福島県では、福島県産牛の「出荷・検査方針」（平成23年8月25日福島県知事制定、最終改正：平成27年11月4日）（参考4）に基づき、福島県関係機関及び団体等と連携しながら牛飼養農家に対して、給与飼料の管理（牧草のモニタリング検査）等、定期的な聞き取り調査及び立ち入り調査を実施し適切な飼養管理を徹底することを指導してきた結果、牛を出荷した平成23年8月30日以降、福島県産牛肉が暫定規制値及び基準値を超過した事例はない。

このように、飼料のリスク管理等適切な飼養管理の徹底と安全な牛肉のみを出荷できる体制を構築し、その安全管理体制が福島県内で定着したことから、ガイドラインの別添4の3の（2）の解除条件を満たしていると判断し、福島県（南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）を除く）における出荷制限の解除を要請する。

## 2 解除条件を満たしている根拠

### （1）汚染牧草等の管理体制

牛の飼料として誤用されないよう、飼料の暫定許容値（放射性セシウム濃度：100Bq/kg、水分80%換算）を超過する牧草及び稲わら（以下「汚染牧草等」という。）は公有地や農家等においてシート等で被覆の上、牛の飼養場所から隔離保管されている。当該汚染牧草等の処理は、焼却を中心に進められており、震災以降に発生した汚染牧草の42.3%（平成30年8月1日現在）がすでに処理されている。汚染稲わらについては、67.2%がすでに処理されている。（平成30年8月1日現在）（別添1）

また、保管状況については、「出荷・検査方針」第9条に基づき、当該市町村職員

が保管場所1か所当たり年4回巡回し、シートの劣化・破損等の有無の確認と周辺地域の空間放射線量測定（モニタリング）を実施している。シートの劣化・破損等がある場合については修繕を実施し、適正かつ安全な保管状態を維持しており、その内容について県に報告している（参考4）。処理状況については、環境省の責任で焼却され、処理された量は国から市町村に報告され、県に情報提供する体制となっている。

なお、環境省の管轄下におかれている放射性セシウムを8,000Bq/kg超の汚染牧草等についても、市町村が定期的に年4回巡回し、適切な保管状況を確認するとともに、福島県に報告する管理体制が構築されている。処理状況については、保管しているものを国へ引き渡し、放射性物質汚染対処特措法に基づく適切な処理方法で安全に処理されている。また、処理された量は国から市町村に報告され、県に情報提供する体制となっている。

## （2）永年生牧草地の除染及び除染後の牧草地から生産された牧草の管理体制

福島県における永年生牧草の除染対象地域は、平成23年度産の牧草モニタリング及び保管牧草の調査結果から最終番草が飼料の暫定許容値100Bq/kg以下となった郡山市湖南町（旧月形村、旧中野村、旧三代村、旧福良村、旧赤津村）、矢祭町、会津若松市、磐梯町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町及び家畜飼養が無い檜枝岐村を除く、42市町村（地域）で実施した。県内の除染実施面積は、5,088ha（平成30年3月31日現在）で、牧草地の78.0%で除染が終了している（別添2）。

除染後の牧草地の取り扱いは、「平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて」（平成29年3月24日付け28生畜第1483号28政統第1858号、農林水産省生産局畜産部飼料課長、政策統括官付穀物課長通知。以下「国方針」という。）（参考5）及び「平成30年度牧草・飼料作物のモニタリングについて」（平成30年3月30日付け福島県畜産課。以下「県方針」という。）（参考6）に基づき、毎年度、当該除染牧草地の利用の安全性を確認している。

永年生牧草のモニタリングにあたっては、平成23年産の牧草モニタリング及び保管牧草の調査結果をもとに、市町村毎にサンプリングする地域判断、農家毎にサンプリングする個別判断の地域に分けている。平成23年産の最終番草の検査結果が飼料の暫定許容値100Bq/kg以下となった市町村（地域）は地域判断とし、年度当初の利用自粛は行わないが、1市町村（又は地域）当たり原則3点を検査して当該地域における安全性を確認している。平成23年産の最終番草の検査結果が飼料の暫定許容値100Bq/kgを上回った市町村（地域）は個別判断とし、年度当初に利用自粛を行い、除染（草地更新）を実施したほ場について、農家（ほ場）または生産ロット毎に検査を行い、検査結果が暫定許容値以下となった場合は、流通・利用を可能としている。

なお、永年生牧草については、1番草のモニタリング結果が30Bq/kg（水分80%換算）

を上回った場合、更に安全性を確認するため、2番草以降の再生草毎の検査を実施している。

また、個別判断とする市町村（地域）において、平成29年度以前に除染及びモニタリングを実施し、流通・利用が可能となったほ場については平成30年度以降の個別判断としてのモニタリングは実施しないが、永年生牧草について、1市町村（地域）当たり原則3点の地域検査を実施する。

### （3）畦畔草（野草）、除染困難地から生産された牧草の管理体制

畦畔草（野草）については、「水田畦畔草に生育する野草の利用に当たっての留意点について」（平成25年4月1日付24生畜第2710号農林水産省生産局畜産振興課長通知）（参考7）及び県方針に基づき、県方針の永年生牧草の場合に準じて利用可否の判断を行う。

#### ① 野草・畦畔草

##### ア 「永年生牧草」の「地域判断」となる市町村（地域）

年度当初の利用自粛は行わないが、県のモニタリングにより毎年1市町村（又は地域）当たり原則3点検査を実施し、暫定許容値以下であることを確認。ただし、肥培管理がされていない河川敷で生産された野草は除く。

##### イ 「永年生牧草」の「個別判断」となる市町村（地域）

年度当初に利用自粛を行い、市町村又は団体の指導・管理の下、水田畦畔に生育する野草（畦畔草）のみ、ロット毎（肥培管理方法が概ね同じで、辺や点で接している水田で、概ね1ha）に自主検査を実施し、暫定許容値以下であることを確認し、県に報告する。なお、同一畦畔で複数回利用する場合には、その都度検査を行うこととするが、検査結果が30Bq/kg（水分80%換算）以下の場合には、2回目以降の検査を省略することができる。

#### ② 除染困難地から生産された牧草

##### ア 「永年生牧草」の「地域判断」となる市町村（地域）

年度当初の利用自粛は行わないが、県のモニタリングにより毎年1市町村（又は地域）当たり原則3点検査を実施し、暫定許容値以下であることを確認する。

##### イ 「永年生牧草」の「個別判断」となる市町村（地域）にあるほ場

除染を行っていないほ場はモニタリング対象とならず、利用もできない。

### （4）未除染農地等の牧草地利用の管理体制

未除染農地等の牧草地利用については、「水田畦畔草に生育する野草の利用に当たっての留意点について」（平成25年4月1日付24生畜第2710号農林水産省生産局畜産振興課長通知）（参考7）及び県方針に基づき、県方針の永年生牧草の場合に準じて利用可否の判断を行う。

ア 「永年生牧草」の「地域判断」となる市町村（地域）

年度当初の利用自粛は行わないが、県のモニタリングにより毎年1市町村(又は地域)当たり原則3点検査を実施し、暫定許容値以下であることを確認する。

イ 「永年生牧草」の「個別判断」となる市町村（地域）にあるほ場

除染を行っていないほ場はモニタリング対象とならず、利用もできない。

#### **(5) 除染困難地等のうち自然減衰によって放射性物質が基準値以下であることが確認された場合の扱い**

除染困難地等のうち自然減衰によって放射性物質が基準値以下であることが確認された牧草地の利用については、「水田畦畔草に生育する野草の利用に当たっての留意点について」（平成25年4月1日付24生畜第2710号農林水産省生産局畜産振興課長通知）（参考7）及び県方針に基づき、県方針の永年生牧草の場合に準じて利用可否の判断を行う。

ア 「永年生牧草」の「地域判断」となる市町村（地域）

年度当初の利用自粛は行わないが、県のモニタリングにより毎年1市町村(又は地域)当たり原則3点検査を実施し、暫定許容値以下であることを確認する。

イ 「永年生牧草」の「個別判断」となる市町村（地域）にあるほ場

除染を行っていないほ場はモニタリング対象とならず、利用もできない。

#### **(6) 直近1ヶ月以内の牛肉の放射性物質検査結果**

別添3のとおり、原則として1市町村あたり3か所以上、直近1か月以内の牛肉の検査結果は、平成31年1月に試料点数1,375点を検査したところ、全て25Bq/kg以下となっている。

（検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器及びシンチレーションスペクトロメータで検出限界は25Bq/kg以下）

#### **(7) 解除後の検査計画（案）**

別添4のとおり、これまでと同様の検査を行うこととしている。

#### **(8) 直近1年間の牛肉の放射性物質検査結果**

別添5のとおり、直近1年間の牛肉の検査結果は、平成30年2月から平成31年1月にかけて試料点数17,951点を検査したところ、全て25Bq/kg以下であり、基準値を十分下回っている。

（検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器及びシンチレーションスペクトロメータで検出限界は25Bq/kg以下）

(別紙)

出荷制限解除後の出荷・検査方針（改正案）

1 定義

(1) 「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが福島県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6ヵ月間に出荷した3頭以上（過去6ヵ月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあつては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムの検査結果が全て50Bq/kg以下であったことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。

- ① 避難指示解除準備区域、居住制限区域又は避難指示が解除された区域に所在する牛の飼養農家（ただし、当該農家の畜舎、農場等について、放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年八月三十日法律第百十号）に基づく国による除染等が適切に行われたことを県が確認した場合に限り、牛の出荷を行うものとする。）
- ② 汚染稲わら等を給与した、又は給与したおそれがある牛の飼養農家
- ③ その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が100Bq/kg（平成24年3月31日までに行われた検査にあつては500Bq/kg）を超過した牛の飼養農家
- ④ ①から③に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家

(2) 「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3) 「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものをいう。ただし、9の（2）の規定に基づく牛の出荷前に行われる牛毎の飼養管理状況の調査により、汚染稲わら等の給与が行われていないことを県が確認した場合は、適切な飼養管理が確認された牛の飼養農家として当該期間を12ヶ月に延長することとする。

(4) 「農家別検査」とは、農家別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあつては、その群ごとに）県の職員が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。なお、BSEの死亡牛検査の対象牛のうち、死亡する直前まで通常の飼養管理下にあり、急性疾患又は事故で死亡した牛であることを県の職員が認めたものの肉の放射性物質検査についての検査も農家別検査とすることができる。

## 2 全頭検査対象農家

- (1) 全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、福島県食肉流通センター（以下「センター」という。）に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。
- (2) 全頭検査対象農家（既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が3頭連続して50Bq/kg以下となったものに限る。）の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。
- (3) (1)又は(2)の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全頭検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

## 3 全戸検査対象農家

- (1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、センターに出荷し、農家別検査を行うものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、農家別検査の検査結果が得られた日から3か月（適切な牛の飼養管理が確認された農家にあつては12ヶ月）を超えたことにより全戸検査済み農家に該当しなくなった全戸検査対象農家であつて、その該当しなくなった日以降、と畜場に出荷した実績のないものが、県から事前の承認を得てその飼養する牛を県が指定する福島県外のと畜場に出荷し、他の地方自治体が4により検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が検査を行う場合には、農家別検査を行うことができる。
- (3) (1)又は(2)の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

また、県は、全戸検査済み農家に対しても給与された飼料の放射性セシウムについての検査結果等を踏まえ、必要があると認める場合には、同様の対応を求めるものとする。

(4) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、(5)の①から④に掲げる牛を除き、県外に移動させ、又はと畜場に出荷できるものとする。

(5) 全戸検査済み農家の飼養する牛のうち、次に掲げるものについては、センターに出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材し、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷できるものとする。

① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきた牛

② 福島第一原子力発電所の20km圏内から事故後に移動してきた牛

③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前を含む。）で飼養されていたことがある牛

④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家へ移動してきた牛

(6) 県は、安全性をより確かなものとするとともに福島県産牛肉の信頼回復のため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるように努めるものとする。

(7) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする、又は、牛の飼養管理のみを請け負う全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウム濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えないものに限る。）については、当該牛の飼養管理履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が6か月以内にと畜場に出荷される場合には検査が実施されることが担保されるよう、移動先の都道府県と十分に対応を協議した上で県外に移動させることができるものとする。その際、県は移動先の都道府県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

#### 4 福島県外のと畜場への出荷

(1) 県は、福島県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。

また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1)の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄す

る地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2)により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を福島県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとする畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

## 5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

- ① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別
- ② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査結果
- ③ 3の(5)の①から④に掲げる牛の飼養の有無及び有る場合はその個体識別番号

(2) 出荷計画は、センターのと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、県及び関係者から構成される「牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチーム」において決定された、出荷計画案の作成方法や出荷調整方法等により生産者団体等が作成し、県に提出する。

(4) その際、センターのと畜能力、県の検査能力並びに4により福島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

## 6 センターにおける管理等

(1) センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導の下に、と畜場の職員又は県が特に指定した者が行う。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管

理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。

- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、100Bq/kgを超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、100Bq/kg以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

### (3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、100Bq/kg以下であった牛の肉については、県が、「放射性物質検査確認書」を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(5)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。
- ③ 全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、センター又は4により受け入れ体制が整っている福島県外のと畜場への出荷を行う。ただし、出荷先のと畜場が、5の出荷計画や4(1)による通知をもって、通知書の写しの添付に代えるとする場合は、この限りではない。

## 7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kgを超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、100Bq/kgを超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、100Bq/kgを超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

## 8 牛の飼養農家への指導

### (1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

### (2) 出荷・検査体制の周知徹底

県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的に開催し、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

### (3) 情報の共有

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

## 9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

### (1) 汚染稲わら等の管理等

放射性物質汚染対処特措法及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」に基づき、処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、公有地等に隔離保管場所を確保できる場合は、隔離一時保管を行う。隔離保管場所の確保が困難な場合は、保有農家等において、スプレー等での着色、ラップフィルムやシート等での被覆等を実施する。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。また、処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。
- ③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超えることが確認された場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

### (2) 飼養管理指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、必要に応じ聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導するとともに、牛飼養農家が出荷を行う度に、当該指導に基づき適切な飼養管理が行われていることを確認する。

- ・実施者
  - ① 県（各農林事務所、各家畜保健衛生所）
  - ② 市町村
  - ③ 生産者団体（農業協同組合、畜産農業協同組合、酪農業協同組合）
- ・実施内容
  - ① 飼養管理チェックリストの作成
  - ② パンフレットに基づく安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底
  - ③ 放射性物質に汚染されたおそれのある稲わら等の検査等

### (3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や適切な飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、各種情報を速やかに周知

するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

県は市町村等の協力の下、給与する飼料の安全性を確保していくため、次の事項を行う。

- ① 福島県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性モニタリング調査をおこない、飼料の適切な利用を徹底する。
- ② 牛に給与する飼料は、県が利用自粛給与する飼料の安全性を確保していくため、福島県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。
- ③ 除染後の牧草地については、必要なカリ施肥等、適切な肥培管理を行うよう指導を行う。

(5) 飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

附則

- 1 この改正は、平成24年9月28日（改正日）から適用する。ただし、1の（1）にかかる改正については、平成24年10月1日から適用する。
- 2 帰還困難区域については、本方針の対象区域としていない。
- 3 平成24年3月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としていない。
- 4 この方針は、平成27年12月1日から適用する。
- 5 この方針は、平成 年 月 日から適用する。

出荷・検査方針の新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>出荷制限解除後</u>の出荷・検査方針</p> <p>1 定義（略）</p> <p>2 全頭検査対象農家  (1) 略  (2) 全頭検査対象農家（既に（1）の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が3頭連続して50Bq/kg以下となったものに限る。）の飼養する牛は、他の自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場へ出荷して差し支えないものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 全戸検査対象農家（略）</p> <p>4 福島県外のと畜場へ出荷（略）</p> <p>5 出荷計画（略）</p> <p>6 センターにおける管理等（略）</p> <p>7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kgを超過した場合の対応（略）</p> <p>8 牛の飼養農家への指導（略）</p> <p>9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置（略）</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 帰還困難区域については、本方針の対象区域としていない。</p> <p>3 平成24年3月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としない。</p> <p>4 この改正は、平成27年12月1日から適用する。</p> <p>5 この改正は、平成 年 月 日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">出荷・検査方針</p> <p>1 定義（略）</p> <p>2 全頭検査対象農家  (1) 略  (2) 全頭検査対象農家（既に（1）の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が3頭連続（同一出荷日を除く。）して50Bq/kg以下となったものに限る。）の飼養する牛は、他の自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場へ出荷して差し支えないものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 全戸検査対象農家（略）</p> <p>4 福島県外のと畜場へ出荷（略）</p> <p>5 出荷計画（略）</p> <p>6 センターにおける管理等（略）</p> <p>7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kgを超過した場合の対応（略）</p> <p>8 牛の飼養農家への指導（略）</p> <p>9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置（略）</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 帰還困難区域については、本方針の対象区域としていない。</p> <p>3 平成24年3月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km県内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としない。</p> <p>4 この改正は、平成27年12月1日から適用する。</p>